

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）46

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43841

非核兵器をなくし
沖縄米軍基地縮小
閣下は決議

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平	符号表示 暗 略 平	※ 総第 1122 162 号
※ 合第 7540 号	※ 昭和 46 年 11 月 22 日 19 時 30 分	※ 発電係 1/2
大至急・至急・普通・LTF		

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北 1 起案 昭和 46 年 11 月 22 日 起案者 電話番号 江原 2464
--	-------------------------------	--

協賛先 官房総務参事官 中江参事官 官房書記官	安全保障課長 条約課長
----------------------------------	----------------

米牛場 沖野高順 総領事	臨時代理大使 代理	あて 福田 大臣 発
電 報 在	大 使 臨時代理大使 総領事 代理	あて

件名 衆議院協定特別委員会 決議 採択

22日衆議院協定特別委員会、社会、共産、西宮、欠席のまき南俊雄、民社、河村、勝委員、公明、渡辺、一郎委員の意向の後、別電1の決意を採択した。

知照 本大臣及び総領より、知照

(※印内は電報係記入)

決意の内容を字用語に用字に注意し、正確に確認し、(昭和四二七一改正)

GB-1

別電2及び別電3の発言を行った。

本件決議は単独決議であり、協定に付帯事項として行われ、中絶

以上参考までに通報する。

(なお、上記の次には在米大使館へも通報済み。)

本電訳文: 米、沖

(3)

GB-3

外務省

電信係長 代 氏

議

済

済

127

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 略 (平) ※ 総第 1122 1637 号

第 7541 号 ※ 昭和 46 年 11 月 22 日 19 時 33 分 発

大至急 (至急) 普通・LTF 発電係

主管 主管局部課 (室) 名 北米1

アメリカ局長 参事官 北米第一課長

起案 昭和46年11月22日 電話番号 2465

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長

官房書記官

在米 牛物大使 臨時代理大使 代理 外務大臣 発

在沖繩 宮瀬大使 総領事

電 在 大使 臨時代理大使 代理 外務大臣 発

報 報 総領事 代 理

件名 衆議院協定特別委員 ~~会~~ における ~~決議~~

米、沖繩北米合符7540号別電1
非核兵器原則に沖繩米軍基地縮小に関する決議

1. 政府は核兵器は持たず、つくらず、もちこま
ざるの非核三原則を遵守するにともない、沖繩
返還時に適切なる手段をもって核が沖繩
に存在しないこと、ならんば返還後も核を

電信課長
R
R



済

112

(※印刷内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

2

持たせまいことを明らかにする措置
をとるべきである。

1. 沖繩米軍基地についてすみやかに将来
の縮小整理の措置をとるべきである。
右決議する。

(3)

GB-3

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	総第	1122 164 号
平文	暗 略 平	第	17542 号
		昭和	46.11.22 19.32 分
大至急 (至急) 普通・LTF	発電係		

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参 事 北米才一課長	主管局部課(室)名 北米1 起案 昭和46年11月22日 電話番号 2465
--	-------------------------------	--

協議先
 在米牛物大使
 在沖縄高橋(佐)総領事
 臨時代理大使
 代理
 官房書記官

電 在 大 使 臨時代理大使
 転 報 総領事 代 理 代理 代理 代理
 件名

衆議院協定特別委員会における
 米、沖縄在米北米1合計 17540号別巻2
 唯今の御決議に并しては、政府と致しましては
 これを尊重し、これが実現に最善の努力をつくす決意
 であります。
 なお、特に非核三原則につきましては、本土沖

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一改正)

GB-1

2

繩を通じこれを忠実に守り抜くことをここに
 更めて声明いたします。

GB-3

外務省

電信課
 114
 漢
 専
 済
 90

外務省電信案 (分類)

(回覧番号) 機密 (秘) 符号表示 暗 略 平 総第 1122 165-2 号
 YYYYY 合第 7543 号 ※昭和 年 月 日 時 分 発 46.11.22 19.32
 YYYYY 大至急・至急・普通・LTF 発電係 16

大臣 主管 主管局部課(室)名
 政務次官 アメリカ局長 米北 1
 事務次官 参事官 起案 昭和46年11月22日
 外務審議官 北米才一課長 起案者 電話番号 2465
 外務審議官 官 房 長

協賛先 米北1合才7540号 別電了
 米北1合才7540号 別電了

米北1合才7540号 別電了
 臨時代理大使 代理 米北1合才7540号 別電了

電 報 在 大使 臨時代理大使 代理 米北1合才7540号 別電了

件名 衆議院協定特別委員 米北1合才7540号 別電了

米北1合才7540号 別電了

非核三原則を遵守することは、私がか
 既に繰り返し申し述べているところであり
 ますが、このたび本委員会における決議の
 採択にあたり、政府として非核三原則を

※印欄内は電信誤記入

昭和四二七二改正

GB-1

遵守する旨をこの際改めて厳粛に声
 明するものであります。また、沖縄県民
 の心情を考慮し、返還時に核抜き
 が更に明らかにされるよう適切な措置を
 考究いたしたいと存じます。

核の持込みに関しましては本土、沖縄
 を問わずこれを拒否することは、政府が
 一を従来より明らかにしているところ
 ありまして、今回これを改めて確認する
 ものであります。

沖縄米軍基地の縮小整理につきましては、
 復帰後すみやかに実現できるよう現
 在からこの問題と真剣に取り組む方
 針であります。

印

GB-3

外務省

別巻 3 米沖

地政(3)

~~秘~~
秘に

非核三原則を遵守することは、私が既に繰り返えし繰り返えし
し指書申し上げているところでありますが、このたび本委員会
における決議の採択にあたり、政府として非核三原則を遵守す
る旨をこの際改めて嚴肅に声明するものであります。

返還時において沖繩に核が存在しないことにつきましては、
私とマクソン大統領の共同声明に明らかになされ、また、
米協定中にも米文化されており、更に米國上院における審議の
過程においても米政府当局者よりこの旨の言明がなされている
ことは御承知のとおりであり、これ以上の保障はないと考
えられておりましたが、今般の委員会の決議の趣旨にもかんがみ、
また、
沖繩県民の心情を考慮し、返還時に核抜きが更に明らかとなる

より適切な措置を考究いたします。

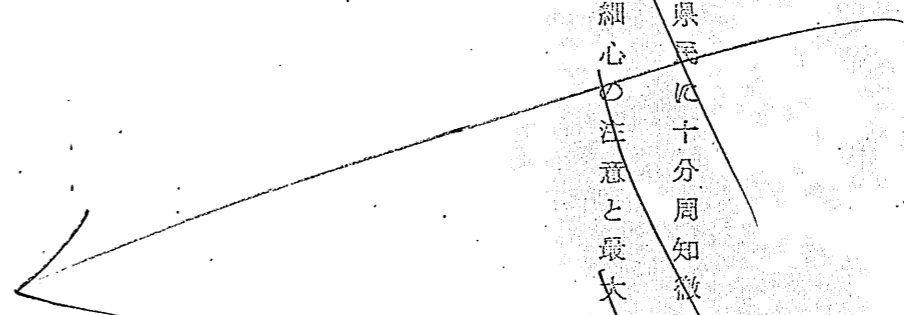
返還後の沖繩に核を持ち込まないことにつきましては、本
土並みの原則により核の持込みが米前協議の対象となる訳であ
りますが、核の持込みに関しましては本土、沖繩を問わずこれ
を拒否すること政府が従来より明らかにしている政策であり
まして、今回この決議が本委員会の議題となりましたこの機会
に、政府として、日本国内に核を持ち込まないこと
より政策を改めて確認するものであります。そして、沖繩復帰
後には米前協議事項が適用されること、そのような場合におい
て政府の政策は只令申し上げたとおりであること、また、米政
府はこのよりな場合に日本政府の意思に反して行動する本國の

CCC

CCC

CCC

なにかを確言していることが沖縄県民に十分周知徹底されま
すよう政府といたしまして今後なお細心の注意と最大の努力を
致す積りであります。



新録

× 沖縄米軍基地の縮小整理につきましては、かねてより申し上げ
ていふとおり、復帰後すみやかに実現できるより現在からの間
題と真剣に取り組みたい方針であります。ととも、政府とい
たしましてはこれが必ず段階的に実現できることを強く期待し
ていることを申し添えます。

十一月二十四日衆議院本会議において
自民、公明、民社三党の共同提議
(注) 白根参事長、半北一長、半俣元
佐野参事、山本参事、
三浦参事

非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議

file 11

一、政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもつて、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込まないことを明らかにする措置をとるべきである。

二、政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである。

右決議する。

(Unofficial Translation)

秘
無
期
限

Resolution

1. The Government should ~~take~~ ^{clearly} ~~take~~ ^{take} ~~steps~~ ^{steps} ~~to~~ ^{to} ~~bring~~ ^{bring} ~~the~~ ^{the} ~~Three Non-Nuclear Principles~~ ^{Three Non-Nuclear Principles}, ^{sent to Japan, not to} ~~be~~ ^{be} ~~introduced~~ ^{introduced} ~~and~~ ^{and} ~~not~~ ^{not} ~~to~~ ^{to} ~~be~~ ^{be} ~~introduced~~ ^{introduced} ~~into~~ ^{into} ~~Japan~~ ^{Japan} ~~of~~ ^{of} ~~nuclear~~ ^{nuclear} ~~weapons~~ ^{weapons}. ^{at} ~~Because~~ ^{Because} ~~at~~ ^{at} ~~the~~ ^{the} ~~time~~ ^{time} ~~of~~ ^{of} ~~revision~~ ^{revision}, ~~the~~ ^{the} ~~Government~~ ^{Government} ~~should~~ ^{should} ~~through~~ ^{through} ~~appropriate~~ ^{appropriate} ~~means~~ ^{means} ~~take~~ ^{take} ~~steps~~ ^{steps} ~~to~~ ^{to} ~~make~~ ^{make} ~~clear~~ ^{clear} ~~that~~ ^{that} ~~no~~ ^{no} ~~nuclear~~ ^{nuclear} ~~weapons~~ ^{weapons} ~~exist~~ ^{exist} ~~in~~ ⁱⁿ ~~China~~ ^{China} ~~and~~ ^{and} ~~no~~ ^{no} ~~nuclear~~ ^{nuclear} ~~weapons~~ ^{weapons} ~~will~~ ^{will} ~~not~~ ^{not} ~~be~~ ^{be} ~~introduced~~ ^{introduced} ~~into~~ ^{into} ~~China~~ ^{China} ~~at~~ ^{at} ~~any~~ ^{any} ~~time~~ ^{time}.

19 1911

B-5 J14554 (00K2403)

0 0 0 0 0

2

2. With regard to U.S. military bases in China, the Government should take ^{adequate} ~~adequate~~ ^{steps} ~~steps ~~to~~ ^{to} ~~bring~~ ^{bring} ~~the~~ ^{the} ~~Three Non-Nuclear Principles~~ ^{Three Non-Nuclear Principles} ^{into} ~~into~~ ~~effect~~ ^{effect} ~~and~~ ^{and} ~~not~~ ^{not} ~~to~~ ^{to} ~~be~~ ^{be} ~~introduced~~ ^{introduced} ~~into~~ ^{into} ~~China~~ ^{China} ~~at~~ ^{at} ~~any~~ ^{any} ~~time~~ ^{time}.~~

19 1911

B-5 J14554 (00K2403)

1 (Classification Marked)

0 0 0

秘
無
期
限

Government's view on Principles as expressed by
Prime Minister (Staff)

1) ~~clearly~~ ^{pointedly} ~~stated~~ for the Three Non-nuclear Principles;
 & will abide closely by
 I have repeatedly confessed that the government
 now ~~has~~ ^{are} this Committee is about to adopt
 this Resolution, ^{we are} the government will ~~not~~ ^{soon} ~~abide~~ ^{abide} ~~close~~ ^{abide} closely by the Three Non-nuclear Principles.
 It is well known ~~to all~~ that
 the non-existence of nuclear weapons
 on Chinawa at the diplo of Chinawa has.

14 141

141 141

0 0 0 0 0

2

been made clear by the Joint Commission
 between President Nixon and myself and
 no ambivalent in the Chinawa Resolution
 Government, ^{while} ~~stating~~ ^{stating} to ~~its~~
^(the) the course of debate
Henry Chinawa in the U.S.
Senate is not possible
 beginning to this effect has been made by
 representative officials of the U.S. Government.

14 141

141 141

B-5 (FORM 4) (100(250) 2)

Two I do ~~not~~ think that ^{there can be no} greater accuracy than ~~as~~ he alone. However, in view of the ~~fact~~

^{before} ~~before~~ this Committee, and consistently

the feelings of the people of Okinawa

perfecture, I will explore appropriate

measures to ~~prevent~~ ^{go that} ~~the~~ ^{non-existence of nuclear} ~~weapons~~ ^{at the time of surrender} ~~which~~ ^{will}

further clarified.

3. As to not allowing introduction of nuclear

weapons into Okinawa after surrender,

^{such} ~~introduction~~ ^{of nuclear weapons} will become

a subject of joint consultation under the

provision of Henderson. ^{The policy of this Government} ~~is to~~

~~make clear since the fact that~~ ^{is not to give consent to the} ~~introduction of nuclear weapons to~~

~~the~~ ^{introduction of nuclear weapons to} ~~the~~ ^{the} ~~mainland of Japan~~

○ ○ ○ ○ ○

at Plein am. Now that this Resolution is before this committee, the Government will ^{ensure} its policy of not allowing introduction of nuclear weapons into Japan. ~~The Government will~~ ^{essentially} the Government will ~~stand~~ ^{stand} with Great Britain and the ~~other~~ ^{other} allies ~~with respect~~ ^{with respect} to the people of Plein am ~~Defensive~~ ^{Defensive} ~~through~~ ^{through} 11-5, JF for (100250-9)

○ ○ ○ ○ ○

understanding the facts that the prior ~~conception~~ ^{conception} clause will be applied to Plein am after ~~war~~ ^{war} but the Government's policy in such cases will be as I told you, and that the U.S. Government has ~~not~~ ^{not} ~~any~~ ^{no} ~~interest~~ ^{interest} in ~~the~~ ^{the} ~~matter~~ ^{matter} of ~~actions~~ ^{actions} of a ~~country~~ ^{country} ~~of~~ ^{of} ~~its~~ ^{its} ~~own~~ ^{own} ~~policy~~ ^{policy} to the ~~interest~~ ^{interest} of the Japanese Government ~~with~~ ^{with} respect to such matters,

14 141

0 0 0 0

9. As for the reduction and realignment of

U.S. military bases on Okinawa, it is
my intention to tackle this problem ^{from the ground here} with the

current government, normally in that, as I
have said repeatedly in the past, ~~such~~ ^{such} a

realignment will be realized ~~in the~~ ^{in the}

after session. I also would like to note that
the Government ~~is~~ ^{is} ~~not~~ ^{not} ~~likely~~ ^{likely} to stop by itself.

14
14
These three speeches will be affixed
(certainly)

審議の過程におきても米政担当高者より
 二九日と言明のありは、米政の
 一、米政のありは、米政の
 二、米政のありは、米政の
 三、米政のありは、米政の
 四、米政のありは、米政の
 五、米政のありは、米政の
 六、米政のありは、米政の
 七、米政のありは、米政の
 八、米政のありは、米政の
 九、米政のありは、米政の
 十、米政のありは、米政の

秘
 黒 期 限

一、特核三原則を導き出すこと、私に既に
 確言申し上げておられる
 二、米政のありは、米政の
 三、米政のありは、米政の
 四、米政のありは、米政の
 五、米政のありは、米政の
 六、米政のありは、米政の
 七、米政のありは、米政の
 八、米政のありは、米政の
 九、米政のありは、米政の
 十、米政のありは、米政の

三 返還核の神護に核を挿入せざる
 ことについては、東土並みの原則により
 核の挿入の事前協議の同意を得る必要
 ありまふが、核の挿入に同意し得ることは
 東土、神護を回す事には拒否するものと
 政府の従来より明瞭に示されてきた
 今回この決議が核委員会が議題として
 申し上るに、我会上、政府としては、
 日本国内に核を挿入させないという政策
 を改めて確認するものがあります。是の

神護復帰には、事前協議事項の適用
 されること、及ぶべき場合において、政府の
 政策は、公に申し上るべきあり、
 神護委員に十分周知徹底されるべきあり
 政府といふし、之を今後なお細心の注意
 と最大のコツカカと致す所ありませう。

また、米政府はこのような場合
 日本政府の意思に及んで行動
 する責任を負うべきことと
 確認する

四	神	海	若	軍	基	地	の	統	少	智	理	に	つ	き	す
乙	日	か	ぬ	て	よ	う	申	レ	三	十	七	と	い	る	と
復	帰	懐	暁	暁	暁	暁	暁	暁	暁	暁	暁	暁	暁	暁	暁
二	の	由	題	と	是	劍	に	取	リ	組	み	ま	す	二	と
上	げ	ま	す	レ	ヒ	モ	に	政	務	と	い	は	し	ま	す
二	水	か	い	ず	い	ず	い	ず	い	ず	い	ず	い	ず	い
期	満	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	一	二	三	四

裁
裁云 まで

決议案 總理發言案

(英文 和文)

(配布表)

46.11.22
(北野)

○大臣

大臣神書

○小村 神書 2

○中村 神書 2

政次

事務次官

神書

○外相局長

○参事官

河原

村

○北川 長 +3

○米保 長 +1

上原 長

○上原 参

○条約局長

参事官

○条約課長 翻用 3

法理課長

○中村 参事

小幡 局長

報道課長

青○公令(持出) (22) 了上印 配布

20
20
20

一、非核三原則を遵守することは、私が既に繰り返し繰り返し述べし確言申し上げているところでありますが、このたび本委員会における決議の採択にあたり、政府として非核三原則を遵守する旨をこの際改めて厳粛に声明するものであります。

二、返還時において沖繩に核が存在しないことにつきましては、私とニクソン大統領の共同声明に明らかになされ、また、沖繩返還協定中にも条文化されており、更に米国上院における審議の過程においても米政府当局者よりこの旨の言明がなされていることは御承知のとおりであり、これ以上の保障はないと考えておりますが、今般の委員会の決議の趣旨にもかんがみ、また、沖繩県民の心情を考慮し、返還時に核抜きが更に明らかとなる

より適切な措置を考究いたします。

三、返還後の沖繩に核を持ち込まないことにつきましては、本土並みの原則により核の持込みが事前協議の対象となる訳であります。核の持込みに関しましては本土、沖繩を問わずこれを拒否することが政府が従来より明らかにしている政策でありまして、今回この決議が本委員会の議題となりましたこの機会に、政府といたしましては、日本国内に核を持ち込ませないという政策を改めて確認するものであります。そして、沖繩復帰後には事前協議条項が適用されること、そのような場合における政府の政策は只今申し上げたとおりであること、また、米政府はこのような場合に日本政府の意思に反して行動する意図の

ないことを確言していることが沖縄県民に十分周知徹底されま
すより政府といたしまして今後なお細心の注意と最大の努力を
致す積りであります。

四 沖縄米軍基地の縮少整理につきましては、かねてより申し上げ
ているとおり、復帰後すみやかに実現できるより現在からこの問
題と真剣に取り組みますことを申し上げますとともに、政府とい
たしましてはこれが必ず段階的に実現できることを強く期待し
ていることを申し添えます。

裁
表
ま
た

(Unofficial Translation)

Government's views on Resolution as expressed
by Prime Minister

(Draft)

1. I have repeatedly confirmed that the Government will abide closely by the Three Non-nuclear Principles; now, as this Committee is about to adopt this Resolution, I solemnly declare anew on this occasion that the Government will indeed abide closely by the Three Non-nuclear Principles.
2. It is well known that the non-existence of nuclear weapons on Okinawa at the time of reversion has been made clear by the Joint Communique between President Nixon and myself, and is embodied in the Okinawa Reversion Agreement; while, in the course of debate in the U.S. Senate, testimony to this effect has been made by responsible officials of the U.S. Government; thus I do think that there can be no greater assurance than the above. However, in view of the present Resolution before this Committee, and considering the feelings of the people of Okinawa Prefecture, I will explore appropriate measures so that non-existence of nuclear weapons will be further clarified at the time of reversion.

3.

- 2 -

3. As to not allowing introduction of nuclear weapons into Okinawa after reversion, such introduction will become a subject of prior consultation under the principle of Hondonami. The policy of this Government, made clear since the past, is not to give consent to the introduction of nuclear weapons whether to the mainland of Japan or Okinawa. Now that this Resolution is before this Committee, the Government will confirm anew its policy of not allowing introduction of nuclear weapons into Japan. The Government will, with the greatest care and effort, see to it that the peoples of Okinawa Prefecture thoroughly understand the facts that the prior consultation clause will be applied to Okinawa after reversion, that the Government's policy in such cases will be as I have told you, and that the U.S. Government has confirmed that it has no intention of acting in a manner contrary to the wishes of the Japanese Government with respect to such matters.
4. As for the reduction and realignment of U.S. military bases on Okinawa, it is my intention to tackle this problem seriously from the present time so that, as I have said repeatedly in the past, reduction and realignment will be realized soon after reversion. I also would like to add that the Government expects that these objectives will certainly be attained step by step.

秘
表
まで

決
議

- 一 政府は核を持たず、つくらず、持ち込ませず、の非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもつて核が沖縄に存在しないこと並びに返還後も核を持ち込まないことを明らかにする措置をとるべきである。
- 一 沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮少、整理の措置をとるべきである。

秘
表
打

(Unofficial Translation)

Resolution

1. The Government should abide closely by the Three Non-Nuclear Principles, viz. not to possess, not to produce and not to allow introduction into Japan of nuclear weapons. Likewise, at the time of reversion, the Government should through appropriate means take measures to make clear that no nuclear weapons exist in Okinawa at that time and that introduction of such weapons will not be allowed after reversion.
2. With regard to U.S. military bases on Okinawa, the Government should take early measures for their future reduction and realignment.

華核兵器および沖繩米軍基地縮小の閣議

琉球諸島及び米東諸島に関する日本国と

アメリカ合衆国との間の協定を締結するに必要とする条件

は附帯事項として決議

(長井)

一、政府は、核は持たず、つくらず、もち込まざるの

非核三原則を遵守するとともに、沖繩返還時に

適切なる手段をもちて核が、沖繩に存在しないこと、

ならびに返還後核を持ち込ませないことを

明らかにする措置をとるべきである。

一、沖繩米軍基地についてすみやかな将来の

縮小整理の措置をとるべきである。

右決議す。

(別) 唯今の御決裁に於ては、政府
 と致し奉り、之を重んじ、之に
 実現に最善の努力を盡す決意
 があります。
 一方、特に非難の原則に基づき、
 市上評議を道し、系を忠実に
 守り、誠くを五ニに要せし
~~義~~ 義を明かにせしむ。